

滑川市職員等公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）等に基づく職員等からの公益通報等に関し必要な事項を定め、公益通報職員の保護を図るとともに、適法、透明かつ公正な市政運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 市長部局に所属する職員
- (2) 議会事務局、水道局に所属する職員
- (3) 市から事務又は事業の委託を受けた者及びその受託業務に従事している者並びに指定管理者及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

2 この要綱において、「公益通報職員」とは、公益通報を行う職員等をいう。

(通報の受付)

第3条 公益通報等は、総務課長に対して、封書又は電子メールにより行うものとする。

2 通報は、実名により行うものとする。

3 総務課長は、職員等からの通報が公益通報等である場合は、通報を受理し、その旨を当該公益通報職員に通知するとともに、市長に報告するものとする。

4 総務課長は、職員等からの通報が公益通報等でない場合は、当該職員等に対して、その旨を通知するものとする。

(公益通報職員の責務)

第4条 公益通報職員は公益通報等に際しては、誠実に行わなければならない。

2 公益通報職員は、公益通報等に関して行われる調査に対して、協力しなければならない。

3 公益通報職員は、公益通報等の内容及び当該公益通報に関する調査の状況等を漏えいしてはならない。

(公益通報職員の保護)

第5条 公益通報職員個人に関する情報は非公開とする。

2 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったことをよって不利益な取扱いを受けない。

3 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったことによって不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、市長に対してその旨の通報を行うことができる。

4 市長は、前項の通報を受けたときは、当該通報について調査を行い、必要と認めるときは、その改善又は防止のための措置を講ずるものとする。

(公益通報調査員)

第6条 公益通報等について調査等を行うため、総務課長は総務課職員の中から公益通報調査員を指名する。

2 公益通報調査員は、公益通報等に関する調査等を行うのにあたり、必要があると認めるときは、関係所属の書類等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の提出等を求

めることができる。

3 公益通報調査員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(調査の実施)

第7条 総務課長は、通報の受理後、当該通報について調査を行う必要があると認めたとときには、公益通報調査員に必要な調査を行わせるものとする。

2 総務課長は、調査の実施に当たっては、公益通報調査員に対して、公益通報職員の氏名、所属など個人を特定する情報のうち調査に必要な情報のみを伝えるものとする。

3 公益通報調査員は、調査の実施に当たっては、公益通報職員の秘密を守るため、公益通報職員が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

4 総務課長は、特別の事情があると認めるときは、公益通報調査員以外の者（職員以外の者を含む。）に調査を依頼することができる。

5 調査の進捗状況については、適切な法執行の確保、業務状況、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、公益通報職員に対して、適宜、通知することができる。

6 調査の結果については、速やかに取りまとめを行い、遅滞なく市長に報告するとともに、公益通報職員に通知するものとする。

7 第1項において、調査を行う必要がないと認めたとときには、公益通報職員に調査の必要のない旨を通知するものとする。

(報告後の措置)

第8条 市長は前条第6項の報告があった場合、市長部局の所管に係る事項について、必要と認める措置等を講ずるものとする。

2 市長は前条第6項の報告があった場合、他の任命権者の所管に係る事項については、当該調査結果を通知するとともに、必要と認める措置等を講ずるよう要請できるものとする。

3 市長以外の任命権者は前項の通知を受け、必要と認める措置等を講じたときには、その内容を市長に報告するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、職員等からの公益通報等の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。